

2022年2月10日
全国港湾21 発第60号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 柏木 公 廣



全国港湾第14回中央委員会の概要と当面の取り組みに関する指示

全国港湾は、22年2月8日(火)にシーパレス日港福において、各単組・地区選出の中央委員とウェブ会議形式にて結んで第14回中央委員会を開催した。中央委員会は、冒頭に第14回中央委員会の開催方法について、「緊急特例措置」を適用することを満場一致で確認して開催した。そのうえで、真島中央執行委員長代行が開会のあいさつを行い、中央委員会の成立要件を満たしていることも報告して、議長団に佐藤正己中央委員(全港湾)・上村翔大中央委員(検定労連)を選出した。議長団のあいさつの後、第一号議案(21秋年末闘争経過)、第二号議案(22春闘方針案)、及び22春闘要求案について審議した。

中央委員会の開催に当たり、柏木中央執行委員長は、「今春闘は、諸物価が上がり、生活が苦しくなっている。そして、コロナ禍の中でも事業継続に奮闘している現場の声にこたえるため、大幅賃上げを勝ち取ろう」と力強くあいさつした

審議に当たっては、事前に9名の中央委員から12の課題に関する意見が事前に提出されていることをふまえ、方針提案の中でこれに答弁する形式で行い、中央委員会で追加の質疑4名の方の中央委員の質疑を受けた。その上で原案を一部修正のうえ、満場一致で採択し、たたかう22春闘方針を確立した。

第14回中央委員会の概要を報告し、確認した方針に基づく、当面の取り組みについて下記の通り指示するので、各単組・地区港湾の積極的取り組みを促進されたい。

記

I 第14回中央委員会の概要について

1. 第14回中央委員会の「緊急特例措置規程」に基づく開催方法の確認

- (1) 全国港湾の中央委員会の成立要件は、連合会規約第10条で定数の3分の2以上、及び加盟単組と地区港湾の各々の3分の2以上の出席をもって成立することになった

ている。

- (2) 中央委員の選出は、規約第19条1項及び同2項に規定しており、規約に基づき選出される中央委員は、加盟組合選出中央委員、23名、地区港湾選出中央委員 21名で、合計44名となっている。
- (3) したがって、5組合以上、10地区港湾以上、30名以上の中央委員の出席をもって成立する。
- (4) 本中央委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大により、政府が、1月9日に3県を「まん延防止重点措置」として発令し、18日には13都県を追加し、さらには1月27日には18道府県が追加され、今のところ、2月20日まで「まん延防止重点措置」を適用するという事態に陥っている。
- (5) こうした事態を受けて、中央執行委員会は1月18日に開催した第8回常任中央執行委員会において、連合会規約第17条2項・3項に基づく、疫病拡大・大規模自然災害など緊急事態に対応する規定である「緊急特例措置」での中央委員会を開催することを確認し、2月8日、午前に開催した第7回中央執行委員会において、これを中央執行委員会として決議した。
- (6) 13時30分現在、7組合及び15地区港湾の中央委員からの「委任状」44通及び「議決権行使書」44通の提出の確認を行なった。
- (7) 中央委員会には、議長団2名と中央執行委員30名（リモート参加1名）及び中央委員2名（リモート参加42名）、リモート視聴が58ヶ所（中央委員の視聴を含む）で参加した。

2. 第14回中央委員会の経過概要について

- (1) 開会のあいさつを真島中央執行委員長代行が行い、資格審査報告を行ったうえで、議長団の選出を行い、佐藤中央委員と上村中央委員を議長団に選任した。
- (2) 議長団の挨拶の後、議長団より、開会挨拶での資格審査報告通り、委任状44通の確認を行い、第14回中央委員会の成立を確認した。
- (3) 柏木中央執行委員長が、開会のあいさつを行った。挨拶の要旨は以下の通り。
 - ① 昨年に続き、コロナ禍で不安を抱えながら現場の仲間は奮闘している。これに、応えていく春闘にしていこう。
 - ② 石油の高騰が続き、あらゆる物価が高騰している。物価に見合った大幅賃上げが必要であると痛感している。その為にも、組合にさらなる結集をお願いする。
 - ③ 事前に多くの意見が出されているが、これに正面から答えていく取り組みを進める考えである。
 - ④ 船社は依然として、コロナ禍の中であっても、減船やコンテナ不足もあって莫大な利益を上げている。港湾運送に還元させるべきだ。
 - ⑤ ウェブ会議となっても、コロナ禍でも産別の皆さんの団結は変わらないものと考え

えており、力強い春闘にしていきたい。

- (4) 第一号議案(21 秋年末闘争経過)、第二号議案(22 春闘方針案)、及び 22 春闘方針案について、玉田書記長が提案し、同時に、事前に提出された意見を個別に答弁した。
- (5) その後、答弁に対する追加質疑と 22 春闘に向けての意見が、4 名行なわれた。
- (6) そして、玉田書記長と柏木中央執行委員長が以下の通り答弁を行なった。
 - ① 名古屋港の NUCT における RTG 遠隔操作の T3バースの検証と協定の確認は実施に向けて中央と地区で日程を調整したい。
 - ② 政策に係る課題は、日港協との関係が大事であり、行政が所管の事業所に対応だけでは進まない。電力会社などへの申し入れを含め、動きながら進めていく。
 - ③ 秋田港の産別協定履行問題については、支援するというよりは共同行動をしていくことを決意する。
 - ④ 3月の中央行動を重視し、非効率石炭火力発電施設の削減・廃止については、港湾労働者が生きるか死ぬかの瀬戸際であり、BULK 戦略港湾政策は労使で対応する運動が大事である。
 - ⑤ エssenシャルワーカーと称されて働かされている。しかしながら、労働条件は、低位の状態である。労働環境の整備、大幅な賃上げが必要である。その意味でも、港運同盟との共同行動で前進させ、22 春闘をたたかっていく。
 - ⑦ 現在のような厳しい状況だからこそ、産別運動が重要であり、そのための団結を強く呼びかけたい。
- (7) 以上の経緯で全体の審議を終え、提案された原案に対する採択に入り、原案の一部修正の上、満場一致(議決権行使書/44 人の賛成)で提案すべてを承認した。
- (8) 閉会の挨拶は、遠藤副委員長が行い、最後に柏木中央執行委員長の発声で団結ガンバローを参照し第 14 回中央委員会を閉じた。

II 第 14 回中央委員会決定に基づく当面の取り組み指示

1. 要求の提出について

- (1) 22 年 2 月 16 日(水) 13:30 より、第 1 回中央港湾団交を開催し、要求提出を行う。団交参加者については、コロナ感染拡大防止の観点から、中央執行委員のみとし、オブザーバー参加を認めないこととする。なお、コロナ感染拡大防止の観点から、中央執行委員で参加がかなわない場合は、止むなしとする。
- (2) 中央委員会の意見をふまえた 22 春闘要求の加筆・修正については、中央執行委員長はじめ、常任中執・書記局に一任されたい。

- (3) 個別賃上げなどの単組課題も含めた産別総ぐるみの取り組みへの発展を目指し、各単組は、中央港湾団交後、遅くとも2月中に要求提出をとり組まれない。

2. 機関運営と職場・地域の行動体制の準備について

- (1) 産別要求提出後は、常任中央執行委員会を戦術委員会とし、中央執行委員会を中央闘争委員会として運営し、春闘課題に係る取り組みは、戦術委員会と中央闘争委員会が中央機関として進める。
- (2) また、港運同盟との合同戦術委員会、合同中央闘争委員会を適宜開催して、港湾産別としての統一的取り組みを進める。
- (3) 各単組は、2月末までに春闘要求実現に向けた産別スト権確認投票を行い、全国港湾中央闘争委員会に委譲する手続きを終えるよう取り組むこと。
- (4) 各地区港湾は、2月末までに討論集会などで、22春闘の地区要求、行動体制を確立する意思統一を行い、2月後半から春闘行動がとり組める体制を整えること。
なお、各単組は、地区港湾の取り組みの促進を図る縦指示をとり組むこと。
- (5) 産別・個別の一体的な取り組みの促進をこれまで以上に実効あるものとするため、単組書記長を中心に構成する「賃上げ共闘会議」を22春闘でも設置して、中央港湾団交と個別単組の取り組みなどの情報交換・意思統一化などについて協議し、戦術委員会・中央闘争委員会とも連動した文字通り産別総ぐるみの運動に寄与していくよう取り組む。

3. 中央・地区の統一行動の配置について

- (1) 地区統一行動について
 - ① 各地区港湾は、22年2月21日(月)～3月4日(金)を地区統一行動旬間とし、港頭地区宣伝行動、産別協定・法令順守キャンペーン行動及び行政交渉、地区港運協会交渉などをとり組むこと。
 - ② また、行政交渉の結果を中央行政交渉に反映させるよう取り組み、中央・地区の一体的取り組みの促進を図ること。また、地区行動の内容、結果及び特徴などについて書記局まで報告されたい。
 - ③ 統一行動の内容などについては、地区港湾議長(委員長)の判断に委ねるが、中央行動との連携を念頭に、中央行動での申し入れ書も活用してとり組まれない。
なお、中央行動申し入れ書は、準備段階であっても可及的速やかに地区に届けるよう準備する。
 - ④ 各単組は、地区統一行動が成功裏にとり組まれるよう、縦指示をとり組むこと。
- (2) 中央行動について
 - ① 22年3月10日(木)～11日(金)を中央統一行動日とし、内外に港湾労働者の要求をアピールする行動や行政交渉などを実施する。具体的には、実行委員会で企画し実施する。
 - ② 行動内容などについては、別途指示するが、各単組・地区港湾は、動員体制など

必要な準備を整えること。

4. 春闘財政の確立について

第 14 回定期大会で確認した通り、22 春闘をたたかう財政を確立するため、組合員一人 300 円のカンパを取り組むこととし、各単組・地区港湾は請求に基づき納入すること。

なお、22 春闘の取り組み如何によっては、第二次カンパを取り組むこととし、その場合は、中央闘争委員会で判断・決定する。

5. 当面の日程について

(1) 機関会議の設定

- 2月 16日(水) 13:30～ 第1回中央港湾団交
- 2月 21日(月)～3月 4日(金) 地区統一行動旬間
- 24日(木) 13:30～ 第9回常任中執
- 3月 8日(火) 13:30～ 第2回中央港湾団交(予定)
- 9日(水) 14:30～ 第8回中央執行委員会
- 10日(木)～11日(木) 中央統一行動

(2) 地区港湾の討論集会・臨時大会・単組の中央委員会等(報告分のみ)

- 2月 9日(水) 09:00～ 全日通中央委員会
- 2月 9日～10日 日港労連中央委員会
- 2月 14日～15日 検定労連中央委員会
- 2月 22日(火) 13:30～ 日本海討論集会(派遣＝玉田)
- 3月 2日(水) 13:30～ 神戸港湾春闘討論集会(派遣＝玉田)
- 3月 3日(木) 10:00～ 大港労協春闘臨時大会(派遣＝玉田)

(3) 日程

- 2月 9日(水) 16:00～ 中央労働委員会第2回調査
- 10日(木) 17:00～ 日航争議支援共闘幹事会(ZOOM)
- 15日(火) 14:00～ 日港福業務委員会
- 22日(火) 10:00～ 教宣委員会
- 24日(木) 11:00～ 中央事前協議
- 15:30～ 第3回50周年事業実行委員会
- 3月 9日(水) 13:30～ 日港福理事会
- 10日(木) 10:00～ 安定協会理事会
- 23日(水) 14:00～ 労政審港湾労働専門委員会
- 29日(火) 11:00～ 中央事前協議

以 上